

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]												
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(24) 通信料の減免等</td> <td>                     ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。                      (ア)～(カ) (略)  <u>(キ) 当社が電気通信サービスの品質向上等を目的として情報収集を行うための通信 (当社が別に定めるものに限りませす。)</u>                      イ～エ (略)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (平成 29 年 3 月 17 日経企第 1847 号) この改正規定は、平成 29 年 3 月 27 日から実施します。</p>	通 信 料 の 適 用		(略)	(略)	(24) 通信料の減免等	ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (ア)～(カ) (略) <u>(キ) 当社が電気通信サービスの品質向上等を目的として情報収集を行うための通信 (当社が別に定めるものに限りませす。)</u> イ～エ (略)	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(24) 通信料の減免等</td> <td>                     ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。                      (ア)～(カ) (略)                      イ～エ (略)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p>	通 信 料 の 適 用		(略)	(略)	(24) 通信料の減免等	ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (ア)～(カ) (略) イ～エ (略)
通 信 料 の 適 用													
(略)	(略)												
(24) 通信料の減免等	ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (ア)～(カ) (略) <u>(キ) 当社が電気通信サービスの品質向上等を目的として情報収集を行うための通信 (当社が別に定めるものに限りませす。)</u> イ～エ (略)												
通 信 料 の 適 用													
(略)	(略)												
(24) 通信料の減免等	ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (ア)～(カ) (略) イ～エ (略)												